

## ペアレントメンター鳥取に関する活動指針

### 1 目的

発達障がいのある者の家族等に対し、日本自閉症協会および鳥取県が行ったペアレントメンター（信頼のおける相談相手。以下「ペアレントメンター」と言う。）養成研修を修了した者が、同じような境遇にある者からの相談を受けることにより、家族支援体制の充実を図る等、円滑なペアレントメンター活動実施のために必要な事項を定めることを目的とする。

### 2 ペアレントメンター事務局の設置

ペアレントメンター事務局を特定非営利活動法人鳥取県自閉症協会内に設置する。

ペアレントメンター事務局は、ペアレントメンター活動の窓口を担い、ペアレントメンター情報および、発達障がいに関するリソース情報の管理を行う。

### 3 リーダーペアレントメンターの役割

- (1) 各圏域に、それぞれの圏域のペアレントメンターの中から互選されたリーダーメンターを配置する。
- (2) リーダーメンターの役割は以下の活動とする。
  - ①圏域の活動状況、リソース等に関するペアレントメンター事務局への情報提供
  - ②圏域のペアレントメンターの相談相手
  - ③圏域のペアレントメンター情報交換会にかかる協力

### 4 ペアレントメンターの役割

- (1) 同じ立場の保護者として、子どもの障がい理解や障がい受容への支援を行う。
- (2) 発達障がいとそれに関連する情報の提供を行う。
- (3) 地域のリソースに関する情報の提供を行う。
- (4) サポートブックの作成支援を行う。
- (5) 専門機関と連携しつつ、支援のきっかけ作りとなるよう可能な範囲での活動を行う。

### 5 ペアレントメンターの活動について

- (1) ペアレントメンターとして活動する者は、ペアレントメンター事務局に登録された者とする。

ペアレントメンターは、以下の7点について活動する。

  - ①個別相談 ②電話相談 ③理解啓発活動
  - ④保護者勉強会やピアカウンセリングへの参加 ⑤ペアレントトレーニングへの協力
  - ⑥サポートブック作成指導 ⑦発達障がいに関する情報提供など
- (2) ペアレントメンターの活動後は、メンター活動報告書（様式は別紙に定める）を事務局に提出する。

- (3) 発達障がいとそれに関連する情報及び地域のリソースに関する情報を収集し、リソースシート（様式は別紙に定める）に記入し、ペアレントメンター事務局に提出する。
- (4) ペアレントメンターとしての活動は、あくまで同じ保護者としての立場で行うボランティア的なものである

## 6 ペアレントメンターの登録及び解除について

- (1) ペアレントメンターとして活動する者は、ペアレントメンター情報シートをペアレントメンター事務局に提出しなければならない。
- (2) 提出されたペアレントメンター情報シートをもとに、ペアレントメンター運営委員会において承認を得て、登録するものとする。
- (3) ペアレントメンター登録の解除を希望する者は、ペアレントメンター登録解除願（様式は別紙に定める）をペアレントメンター事務局に提出する。ペアレントメンター登録の解除は本人の希望を尊重する。ただし、再登録は妨げない。

## 7 ペアレントメンター情報について

- (1) ペアレントメンター情報については、ペアレントメンター事務局が管理するものとする。なお、ペアレントメンター情報の登録と鳥取県自閉症協会への入会とは無関係である。
- (2) ペアレントメンター情報は、相談時のマッチングや圏域のペアレントメンター情報交換会の案内等、ペアレントメンター活動のみに使用する。

## 8 研修について

- (1) ペアレントメンターに登録されたものは、スキル維持のためのフォローアップ研修および県や鳥取県自閉症協会等が主催する研修に積極的に参加する。
- (2) この研修の対象者は、ペアレントメンター事務局に登録されている者とする。

## 9 ペアレントメンター遵守事項

### 【ペアレントメンター活動を行うに当たっての心得】

- (1) 相談者の人権を尊重すること。
- (2) 相談中に知り得た事項に関しては、本人及び家族の了解なしに他者に漏らしてはならない。
- (3) 個人的、組織的、営利的、政治的目的のために行ってはならない。また強制してはならない。
- (4) 相談に関する知識と技術を高めるよう努力すること。一方、自らの能力と技術の限界についても十分わきまえておくこと。
- (5) 自ら困難と感じた場合、すぐにリーダーメンターまたはペアレントメンター事務局に連絡すること。

## 10 その他

この指針に定めるもののほか、ペアレントメンター活動に関する必要な事項は、ペアレントメンター鳥取運営委員会およびペアレントメンター事務局で定める。

### 附 則

この指針は、平成24年7月5日から施行する。

この指針は、平成27年9月17日から施行する。